

沿岸部に事業所を構える中小企業者のみなさま！
労働者の新たな雇入れには本助成金をご活用ください！



仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸

令和5年12月8日(金)申請受付開始

- ✓ 対象産業政策の支援を受けた沿岸部の事業所で
- ✓ 東日本大震災時に岩手・宮城・福島に住んでいた求職者を
- ✓ 無期雇用または更新可能な1年以上の有期雇用で雇入れ



労働者1人につき3年間で、最大120万円を助成！
(1事業所当たり総額最大2,000万円)

人件費や人材育成等にご活用いただけます。



～よくあるご質問～

対象産業政策とはどのようなものですか？

- A：・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）
・スタートアップ加速化支援事業
・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
など、国や県の補助金等のことです。
詳しくは県雇用対策課ホームページの「対象産業政策リスト」をご確認ください。



助成金はいつ頃支払われますか？

- A：毎年10月に雇用実績に基づく支給申請書（実績報告書）をご提出いただき審査を経て、**翌年2月頃**に支給します。
詳しくは別紙【認定申請から助成金支給までの基本的な流れ】をご覧ください。



STEP1 事業所要件を満たしているか確かめましょう！

～以下の設問について はい ↓ いいえ → で進んでください～

事業主は**中小企業者等**に該当するか

対象産業政策(※1)を受けた事業所は**沿岸部(注)**に所在するか

申請する事業所は**宮城県事業復興型雇用創出助成金(I型、II型、III型又は中小企業型)**又は**市町村版事業復興型雇用創出助成金**の支給決定を過去に受けたことがあるか

今回申請する労働者の雇入日は、**対象産業政策の採択日以降**であるか

今回申請する労働者の雇入日は

- ① 令和5年1月1日から令和5年6月20日までの間である
- ② 令和5年6月21日から令和5年12月31日までの間である

対象となりません

①、②以外

第2期で申請できる可能性がございます(※2)

ただし、助成金が一部減額となります

第2期で申請できる可能性がございます(※2)

<対象労働者の主な要件>

- ① H23.3.11時点で岩手県、宮城県及び福島県(被災三県)に所在する事業所に雇用されていた又は被災三県に居住していた方で、採用選考時点において失業状態にある方
- ② 雇用契約が「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」であること
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
- ④ 申請日時点で助成対象事業所に在籍していること
- ⑤ 社会保険に加入していること(加入義務がある場合)

※1 対象となる産業政策は、県雇用対策課ホームページに掲載の対象産業政策リストでご確認ください。

※2 県雇用対策課ホームページで要件を満たしているかご確認ください。

(注) <沿岸部>

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区及び太白区に限る)、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

STEP2 書類を準備して受付期間内に申請しましょう！

～県雇用対策課ホームページ掲載の「提出書類チェックリスト」に沿ってご準備いただき、受付期間内にご提出ください～

令和5年度第2期申請受付期間

令和5年12月8日(金)から令和6年1月17日(水)まで
(消印有効)

申請に不安のある事業主の方へ

委託事業者が**個別相談会**や**訪問**にて、制度の説明や提出書類準備などをお手伝いします。詳しくは同封のチラシをご確認いただき、FAX又はWEBでお申込みください。

【委託事業者：アデコ 株式会社 (TEL:022-797-7616)】



書類提出及びお問い合わせ先

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18太陽生命仙台北町ビル2階
TEL: 022-797-4661

宮城県 雇用対策課 雇用創出支援班

詳しい要件等は
県ホームページでチェック！

